

## 利用認定の変更・添付書類の追加届出について

利用認定後に下記の事由の変更がある場合、利用認定に必要な書類を追加で提出する場合は、利用認定の変更・添付書類の追加届出を行ってください。

利用認定の変更・添付書類の追加届出は、『乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定変更届出書』をこども課に提出するか、『三木町こども誰でも通園制度 利用認定の変更・添付書類追加届出』の電子申請フォームより行うことができます。



←電子申請は左記 QR コード  
を読み取り申請できます。

変更の事由	具体例	届出期限
登録内容の変更※ <sup>3</sup>	・町内で転居をした※ <sup>1</sup> ・保護者及び利用する子どもの氏の変更 ・連絡先の電話番号の変更	事由発生から速やかに
利用料金の減免に係る変更	・課税情報の変更 (婚姻や離婚等※ <sup>2</sup> により世帯情報が変更した場合に該当する場合があります。) ・利用料金の減免対象となった ・利用料金の減免対象ではなくなった	毎月 25 日までに届出された情報が翌月 1 日から反映

※1 町外に転出した場合は、消滅届出が必要となります。

※2 離婚された場合であっても、同居されている場合は同一世帯とみなします

※3 既に利用認定を受けている子どもがいる場合でも、新しく制度を利用する子どもを追加する際には、認定変更届により登録内容の変更を行ってください。

※4 メールアドレスの変更は、『こども誰でも通園制度総合支援システム』（つうえんポータル）内のマイページから変更できます。